

○総務省  
経済産業省 令第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、経済センサス活動調査規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣 高市 早苗

経済産業大臣 梶山 弘志

経済センサス活動調査規則等の一部を改正する省令

（経済センサス活動調査規則の一部改正）

第一条 経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による調査票の回収又は提出の手続等) 第十五条 次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。 「一〇三 略」 「2 略」</p>	<p>(電子情報処理組織による調査票の回収又は提出の手続等) 第十五条 次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。 「一〇三 同上」 「2 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(経済構造実態調査規則の一部改正)

第二条 経済構造実態調査規則(平成三十一年総務省・経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等)</p> <p>第十二条 第九条の規定による調査票の送付又は回収の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>〔2 略〕</p>
改正前	<p>(電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等)</p> <p>第十二条 第九条の規定による調査票の送付又は回収の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用し行うことができる。</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(工業統計調査規則の一部改正)

第三条 工業統計調査規則(昭和二十六年通商産業省令第八十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(調査票の提出)      第十一条 [略]      [2 略]</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、報告義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により調査票を提出することができる。      [4 略]</p>
改正前	<p>(調査票の提出)      第十一条 [同上]      [2 同上]</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して調査票を提出することができる。      [4 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。